



# 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 共有すべき事例

2021年  
No.2  
事例3

疑義照会・処方医への情報提供

## 吸入剤の過量使用



### 事例

#### 【事例の詳細】

喘息の症状がある患者にシムビコートタービュヘイラー30吸入が初めて処方された。デモ品を用いて実演しながら、使用方法や注意点を一通り説明して薬剤を交付した。理解力のある患者であったが、80歳代の高齢者であったため、フォローアップする目的で翌朝に患者宅に電話をかけ使用方法を確認したところ、患者は、シムビコートタービュヘイラー30吸入を吸入した際に口内に粉が入った感じがしなかったため、正しく吸えていないと判断し何度も吸入していた。過量に使用している可能性があったため患者に来院してもらおうと、振戦が認められ、血圧が100mmHg前後であり頻脈があった。すぐにかかりつけ医に連絡し、患者は再受診することになった。

#### 【推定される要因】

当薬局では、吸入剤のデバイス毎に説明手順書を用意している。シムビコートタービュヘイラーが処方された場合は、一通りの吸入手技の説明に加え、正しく吸入できても粉の味はしないことを説明している。また、ホイッスルを用いて吸入できるかのチェックもしている。当該患者にも手順通り説明したが、結果として十分に理解が得られていなかった。

#### 【薬局での取り組み】

説明方法を見直し、過量に使用する危険性について説明する。初めて吸入剤が処方された患者には、交付した吸入剤をその場で実際に使用してもらい、正しく吸入できるかを確認する。さらに、交付後にフォローアップを行う。特に、高齢者に対しては積極的に電話をかけて吸入方法等の確認を行う。



### 事例の ポイント

- 患者に初めて吸入剤を交付した翌日に使用状況を確認したことにより、吸入剤の過量使用を発見した事例である。
- 2019年12月4日に薬剤師法および薬機法が改正され、薬剤師法第25条の2 第2項に、薬剤師は、調剤した薬剤の適正な使用のため必要があると認める場合には、患者の当該薬剤の使用の状況を継続的かつ的確に把握するとともに、患者又は現にその看護に当たっている者に対し、必要な情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導を行わなければならないと規定された。
- 薬剤師は、調剤時に限らず、必要に応じて患者の薬剤の使用状況の把握や服薬指導を行う必要がある。
- 薬剤の交付時に薬剤師から説明を受けて理解していても、実際に服用あるいは使用する際に不安を感じる患者は少なくない。患者が薬物療法を受けている間は、薬学的な知見に基づき、患者の病状の変化や副作用発現の可能性などを確認し、患者の理解力、身体的特性、療養環境などを考慮した指導を行うことが重要である。



公益財団法人 日本医療機能評価機構  
医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1-4-17 東洋ビル  
電話：03-5217-0281（直通） FAX：03-5217-0253（直通）  
<http://www.yakkyoku-hiyari.jcqh.or.jp/>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課す目的で作成されたものではありません。※この情報の作成にあたり、薬局から報告された事例の内容等について、読みやすくするため文章の一部を修正することがあります。そのため、「事例検索」で閲覧できる事例の内容等と表現が異なる場合がありますのでご注意ください。